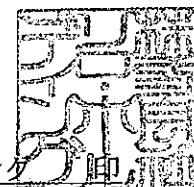


**新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）、
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書**

平成 22 年 5 月 21 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇 殿



会 社 名 株式会社リロ・ホールディングス

代 表 者 の 代表取締役社長

役 職

氏 名 (署名)

土屋 真



当社の代表取締役社長である土屋真は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

なお、不実の記載がないと認識するに至った理由は以下のとおりであります。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成においては、業務分掌と管轄部署が明確化されており、各部署において適切な業務体制が構築されております。また、社内規程を整備し、職務の分担や責任の所在を明確にしております。
3. 毎月 1 回開催している定例取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、業務遂行の状況の報告を受けるとともに、社内規程において取締役会決議事項に定められている事項について意思決定を行っております。
4. 監査役は、取締役会への出席、監査役監査の実施、日常の情報収集等を通じて取締役の職務執行が適切に行われていることを確認しております。
5. 内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として、他の業務執行部門から独立して定期的に内部管理体制の適正性や有効性の検証及び業務監査を実施しており、指摘事項や改善状況等について、その結果を代表取締役社長に報告する体制が構築されております。
6. 会計監査人である有限責任監査法人トーマツによる監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）および新規上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上